

総会記念・公開学習会「消費者団体訴訟制度の実現と活用の展望」を開催

第1回通常総会終了後、「消費者団体訴訟制度の実現と活用の展望」をテーマに、公開学習会を開催。消費者機構日本の会員、専門家・消費者団体関係者・事業者・マスコミの方々92名にご出席いただきました。講演・報告の概要をご紹介します。

講演1「消費者団体訴訟制度の検討状況」

京都大学大学院法学研究科教授 山本 豊 氏

(国生審消費者団体訴訟制度検討委員会委員長)

<講演概要>

消費者紛争解決と救済のメカニズムの全体像の中で消費者団体訴訟制度がどの範囲をカバーするものであるのか説明されました。そして国民生活審議会のもとに設けられた消費者団体訴訟制度検討委員会の議論状況について、以下のように紹介されました。



- ①訴権の対象は差止め請求権を対象とすることになっており、今回は損害賠償請求権については取り上げないこととなった。
- ②差止め請求の対象は不当条項の使用と不当勧誘行為で合意しているが、不当条項の推奨行為も対象とするかどうか意見が分かれている。
- ③対象法条としては消費者契約法4条、8条から10条を中心に検討をすすめているが民法の関連する条文について対象とするか否か議論が続いている。
- ④適格団体の要件については、法人格を有すること、定款等に消費者の利益擁護を掲げていること、事業者からの独立性を要件とすることなどについては合意されている。一方、法人格取得前の活動実績を考慮するかどうか、事業者からの独立性の内容をどう考えるかといった点が引き続き検討されている。
- ⑤その他、訴訟手続きのあり方、差止め判決の実効性確保、制度運営の円滑化、不適切な訴えの提起に関する措置、制度の実効性を高めるための方策、といった論点についての議論状況が紹介された。

最後に、消費者団体訴訟制度は、①21世紀型消費者政策の展開、②司法制度改革、③法人制度改革の結節点に位置する制度であり、着実な議論を積み上げて、制度の円滑な実現・運用につなげることが必要であると述べられました。

<質疑応答>

「裁判管轄や損害賠償を含めるかどうかなど両論併記として政治の判断に委ねるべき」との意見に対して、「検討委員会としてコンセンサスができていないことを表すのではなく、差止め制度を実現するため書きぶりを考える必要がある」との意見を述べられました。「複数社で同様の問題を持つ約款を使用しているときには、複数社全てを提訴するの

か」という質問には、「1社に是正を求めて他社も従うことを期待する一方、他社が従わない場合には、その事業者にも差止めを求めて提訴することになる」のではないかという趣旨の回答がありました。

講演2「東京都消費生活対策審議会 消費者団体とのあらたな連携について」

一橋大学大学院法学研究科 教授 松本 恒雄 氏
(東京都消費生活対策審議会会長)

<講演概要>

東京都消費生活対策審議会施策連携部会中間報告「消費者の自立支援に向けた事業者団体・消費者団体等との連携による新たな消費者施策のあり方について」の概要について、下記のような趣旨で紹介されました。

東京都の施策のほう为国よりすすんでいた

ので、都の消費生活条例には、消費者基本法の主要部分はすでに盛り込まれていた。そこで、基本法の具体化として、「事業者団体・消費者団体との連携」の問題をとりあげた。消費者の自立支援のために消費者団体・事業者団体が役割を發揮するために、行政とどのように連携するのか審議することとした。

なお、苦情処理・被害救済部分の連携についてはすでに議論が行なわれていたので、今回は対象からはずしている。

施策目標として、①消費者への教育・啓発や情報提供の推進、②不適正な事業者に対する監視や規制・指導を強化する取組み、③事業者の消費者志向を高める取組み、の3つを掲げ、それぞれの目的達成のための具体的な施策を提言している。

団体訴権適格消費者団体との連携については、②不適正な事業者に対する監視や規制・指導を強化する取組みの中で、消費生活総合センターの相談情報を積極的に提供していくことの検討の必要性を提言している。また、消費者団体からの情報を積極的に受け入れ、不適正取引行為の調査・指導の手がかりとしていくことも提言している。

今後の施策連携の促進にあたっては、事業者団体と消費者団体の連携も重要であり、両社間の信頼関係の醸成のために都が積極的な役割を果たすことも提言している。

<質疑応答>

質疑応答の中では、今回の中間報告の内容を積極的に評価するとともに、6月10日締め切りで求パブリックコメントに付されていることから、消費者団体からも積極的に連携をすすめていく立場からの意見の提出が呼びかけられました。

報告 「消費者機構日本の2005年度活動方針」 消費者機構日本 理事長 品川 尚志

<報告概要>

2007年度に消費者団体訴訟制度がスタートするものと想定して、問題のある約款・勧誘行為に関する事業者への申し入れを年間40件程度実施して、その10%について提訴が必



要になるとすると、年間 3000 万程度の財政規模が必要とシミュレーションしています。こうした内容をイメージしながら、当面 2005 年度は会員団体からの相談情報の収集・分析に基づく不当な約款・勧誘の是正の申し入れをスタートさせます。また、通信販売の医療保険に関する調査活動、事業者セミナー・公開学習会の開催等を課題としております。これらの課題を遂行するためには、財政基盤の確立が必要であり、幅広い企業・団体に賛助会員としてのご協力をお願いしてまいります。